注１　１、13、15及び21の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

［削る］

２　［略］

３　３の欄は、次によること。

⑴　番号の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置（14の欄に掲げる機器を除く。）を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載することとし、工事設計書の内容（５の欄の製造番号の欄、６の欄の製造番号の欄、８の欄及び９の欄を除く。）が同一である装置については、一括して記載することができる。

⑵　無線設備の種別の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

⑶　現用又は予備の別の欄は、当該設備が法第35条第１号の措置をとる船舶局である場合に限り記載することとし、□にレ印を付すこと。

４　４の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

５　５の欄は、次によること。

⑴　定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。ただし、検定合格機器（施行規則第11条の５各号で定める機器を含む。以下同じ。）又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

⑵　空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

⑶　空中線電力低下の有無の欄は、該当する□にレ印を付けること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

⑷　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

［⑸　略］

⑹　検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。

［⑺　略］

６　６の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は区別の欄の□にレ印を付けることとし、その他の場合は製造者名の欄、検定番号又は名称の欄及び製造番号の欄を注５に準じて記載すること。

［削る］

７　［略］

８　８の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。

なお、８から11までの欄は、無線設備並びにデジタル選択呼出専用受信機、ナブテックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び船上通信設備（固定されたものに限る。）の空中線について記載すること。

注１　※印を付けた欄は、記載しないこと。

２　１、14、16及び22の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

３　［同左］

４　３の欄の記載は次によること。

⑴　番号の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置（15の欄に掲げる機器を除く。）を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付すこと。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載することとし、工事設計書の内容（５の欄の製造番号の欄、６の欄の製造番号の欄及び８の欄から10の欄までを除く。）が同一である装置については、一括して記載することができる。

⑵　無線設備の種別の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑶　現用又は予備の別の欄は、当該設備が、法第35条第１号の措置をとる船舶局である場合に限り記載することとし、□にレ印を付すこと。

５　４の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

６　５の欄の記載は、次によること。

⑴　定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備の場合は記載を要しない。

⑵　空中線電力の欄は、当該装置において希望する最大の出力を記載すること。

⑶　空中線電力低下の有無の欄は、該当する□にレ印を付けること。

⑷　変調方式コードの欄は、電波の型式に対応する変調の方式について、コード表により該当するコードを記載すること。

［⑸　同左］

⑹　検定番号等又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。

［⑺　同左］

［新設］

７　６の欄に記載は、次によること。

⑴　製造者名、検定番号等又は名称、製造番号の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、「送信機に同じ。」と記載し、その他の場合は、注６⑸に準じて記載すること。

⑵　通過帯域幅の欄は６dB低下の幅を記載すること。

８　［同左］

９　８の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「１－２」のように枝番を付すこと。

なお、８の欄から12の欄までは、無線設備並びにデジタル選択呼出専用受信機、ナブテックス受信機、インマルサット高機能グループ呼出受信機及び船上通信設備（固定されたものに限る。）の空中線について記載すること。